

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例

平成27年 2月20日条例第28号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第55条の2第6項の規定に基づき、職員が給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる場合を定めることを目的とする。

(職員団体のための職員の行為の制限の特例)

第2条 職員は、次に掲げる場合又は期間に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。

- (1) 法第55条第8項の規定に基づく適法な交渉を行う場合
- (2) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成27年条例第20号)第6条第1項に規定する時間外勤務代休時間(特に勤務を命ぜられた場合を除く。)
- (3) 年次有給休暇及び休職の期間

(適正な運用の確保)

第3条 任命権者は、この条例の運用に当たっては、公務優先の基本原則に則り、前条の規定による特例が法第35条の職務に専念する義務の例外として認められたものであることに留意し、不適法又は不適切な運用が行われた場合には関係者の責任を明確にし、厳正に対処するなど、その適正な運用の確保に努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。